

国営讃岐まんのう公園の安全対策等について ～ 四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

総務省四国行政評価支局(局長:茂垣栄一)は、「国営讃岐まんのう公園について安全確保のために4つの事項について改善措置等を講じるとともに、それ以外の箇所、事項についてもできれば一度普段とは違った目で点検をした方がいいのではないか」との行政相談を受け、当局が独自に実施した現地確認によって把握された安全確保上の疑問事項等の取扱いを含めて四国地域行政苦情救済推進会議(座長:土田哲也香川大学名誉教授)に諮り、その意見を踏まえて、平成23年9月29日、四国地方整備局香川河川国道事務所に対し、①17事項につき改善措置を講じること、②安全対策に係る利用者の意見の把握に一層努めることを検討するようあっせんしました。

(相談の内容)

ゴールデンウィーク中に家族で国営讃岐まんのう公園に遊びに行き、1日過ごしたが(散策、遊具利用など)、利用者の安全確保のために次のような事項について改善や配慮が必要ではないかと感じたので、できる限り改善措置等を講じてもらいたい。

なお、一般利用者はもちろんのこと、公園設置者でも気付かないような問題もありそうなので、できれば一度普段とは違った目で点検した方がいいのではないかと感じた。

- ① 昇竜の滝の上の展望台の囲い(石造り)の上に乗っている子供が見られたので、注意喚起が必要である。
- ② サイクリング道の横断歩道(飛竜池の北西側)は自転車と歩行者がぶつからないか心配な状況にある。
- ③ 滑り台のすぐ傍の木に「スズメバチ注意」とあったが、具体的にどうすればいいのか分からない。
- ④ 植栽が途切れたところで滑り台に非常に近付いている人(子供、大人)がいたが、運悪くすれば滑っている子供の腕が当たる等の事故となるのではないかと。

(制度の概要等)

- 国営讃岐まんのう公園(香川県まんのう町)は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条の2等に基づき国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所(以下「香川河川国道事務所」という。)が設置及び管理する大規模の都市公園で、都市公園の整備に関する技術的基準に適合するよう各種の公園施設(最終頁の【参考】公園施設参照)を整備することとされ(法第2条、第3条第3項)、公園管理者は公園の効用を全うさせるため各公園施設が常に本来の機能を全うするよう適切に管理することを求められる。
- 都市公園の整備に関する技術的基準については、公園施設の種類ごとに定められている「都市公園技術標準」等、多くの事項について細部にわたる基準が定められている。なお、「遊具」や「ユニバーサルデザイン」のように最近新たな基準等が示され、施設整備面での対応の強化が求められている事項も見られる。ただ、これらの詳細な基準等においても原則的あるいは基本的な考え方のみが示され、個別事案における適用については各公園管理者に委ねられている事項も散見される。
- 国営公園の安全確保のための管理の徹底については、全国各地の都市公園等における事故の発生もあって、国土交通本省からたびたび関係通達が発出されており、「遊具の安全確保」のように最近細部にわたる実施方法が改訂・提示され特に対応の強化が求められている事項も見られる。

(当局の調査結果)

- 国営讃岐まんのう公園（平成10年4月開園）は、四国で唯一の国営公園で、四国地域の人々の日帰り利用を主体としつつ、四国以外からの滞在型利用や観光利用をも想定し、さまざまな年齢階層の人々による多様な利用が可能な公園を目指しており（現在、6ゾーン約198.0㍓が開園・供用中）、年間40万人前後の多数の入園者が利用している。
- 香川河川国道事務所では、「国営讃岐まんのう公園整備プログラム」において、来園者に一層安全かつ快適に本公園を利用してもらえよう、継続的なコスト削減を図りつつ、効率的・効果的な維持・管理・運営を行うこととし、公園施設のユニバーサルデザイン化の推進、非常時における通報システムや避難システムの充実などにより、だれもが安全・安心に公園を利用できるような管理運営に努めるなどと定めている。
- 香川河川国道事務所は、日常的な安全確保に係る対応としては、事故発生の予防措置として、日々の管理業務において園内の状態を確認し、異常個所を早期に発見して改善を図ることにより、各公園施設等の機能保持、安全確保に努めているとしている。
また、利用者からの声にも迅速に対応することにより利用者の視点に立った安全管理に配慮しており、さらに「巡回」により危険行為を発見した場合は、注意・指導を行い「安全・安心」な公園運営を心掛けているとしている。
- 申出人の指摘事項は4事項、当局の現地確認（平成23年6月20日、21日）の際の疑問事項等は大ぐくりにして13事項の計17事項であり、主な事例は次のとおりである。

(申出人の指摘事項)

- ①昇竜の滝の展望台の石造りの囲いに上がる危険行為に係る注意書きがない。 <写真1>
- ②飛竜池北西部のサイクリングコースを渡る横断歩道に横断者注意の注意看板や自転車の停止線がないなどの不備等が見られる。 <写真2>
- ③大型滑り台（エックススライダー、以下同様）脇の木等についてスズメバチへの具体的な対処方法等が書かれていない。 <写真3>
- ④大型滑り台脇の植栽がなくなっているところで人が滑り台に近寄り過ぎ、接触事故が起こるおそれがある。 <写真4>

(当局の現地確認による疑問事項)

- ①飛竜池の南東部分（アジサイ園付近）の遊歩道や休憩所等の脇が斜面となっている部分に転落防止柵がない。 <写真5>
- ②大型滑り台脇の階段に手すりがない。 <写真6>
- ③オートキャンプ場管理センター駐車場に身障者用区画がない。 <写真7>
- ④北駐車場の身障者用駐車場から案内所までの間（階段部を除く）に視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）がない。 <写真8>

(あっせん内容)

多様な多くの来園者が利用することを踏まえ、安全対策等を一層推進する観点から、以下の措置を検討する必要がある。

- ① 申出人の指摘事項及び当局の疑問事項等（類似の箇所等を含む）につき必要な措置を講じること。

なお、現地状況等を一定期間詳細に確認した上で本格的な措置の内容を決定することが望ましい事項等については、十分な現地状況等の確認を行うこと。

- ② 安全対策に係る利用者の意見の把握に一層努めること。

(主な事例)

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



【参考】公園施設（都市公園法第2条第2項引用）

- 1 園路及び広場
- 2 修景施設（植栽、花壇、噴水等）
- 3 休養施設（休憩所、ベンチ等）
- 4 遊戯施設（ぶらんこ、滑り台、砂場等）
- 5 運動施設（野球場、陸上競技場、水泳プール等）
- 6 教養施設（植物園、動物園、野外劇場等）
- 7 便益施設（売店、駐車場、便所等）
- 8 管理施設（門、柵、管理事務所等）
- 9 その他（展望台、集会所等）

(お問い合わせ先)

首席行政相談官 香川 定之
行政相談官 船越 孝志



電話：087-831-9204
FAX：087-831-4510

